

いじめ防止対策に係る事例集について（骨子案）

項目の案I いじめの定義・認知

1. 定義

明らかに法のいじめに該当するが、いじめとして扱われていないもの等の具体例

- ・行為が1回きりの事案・対等な関係性における事案
- ・「大丈夫」と答えたので苦痛を受けていると判断しなかった事案
- ・双方向の行為がある事案
- ・グループ内のトラブル など

2. 認知

○組織的ないじめの認知

○いじめとして認知はするが、「いじめ」という言葉を使わずに指導する対処例

II 学校のいじめ防止基本方針

○いじめ防止等に効果的な学校基本方針の例

○学校基本方針の策定・見直しのプロセス（PDCAサイクルに係る取組）

○学校基本方針の児童生徒・保護者に対する周知

III 学校いじめ対策組織

1. 学校いじめ対策組織の構成・活動

- ・学校いじめ対策組織の構成員、活動（関係機関との連携を含む）
- ・学校いじめ対策組織の存在・活動をアピールする取組

2. いじめへの組織的対応

- ・いじめの情報共有（教職員→学校いじめ対策組織、学校→教育委員会）
- ・いじめの情報の抱え込みにより重大な事態に至り、教職員が懲戒処分を受けた事例
- ・いじめの「ヒヤリ・ハット」事例

IV いじめの未然防止に係る取組

○児童生徒が主体となった取組、道徳教育、弁護士等による出張授業

○インターネット上のいじめに関する啓発（行為の影響、行為が犯罪に該当することを教える取組等）

○学校と保護者（PTA）、地域住民、関係機関との連携による取組

V いじめの早期発見

- 効果的なアンケート、アセスメントツール
- いじめの通報・相談窓口（窓口の周知方法を含む）
- 効果的な教育相談（児童生徒が相談できる教員を選べる制度等）
- スクールカウンセラーがいじめの相談を受け、解決に導いた事例
- スクールソーシャルワーカーが関係機関との連携・調整を行い、解決に導いた事例

VI いじめへの対処

- いじめの被害者を徹底的に守り通す対応
（教職員・スクールサポーターの常時張り付き等）
- いじめに係る情報の保護者との共有
- いじめの調査の手法、対応の記録方法、情報共有の方法
- 教育委員会としての対応（指導主事によるサポート、緊急対応チームによる支援等）
- 加害者に対する別室指導、教育委員会による出席停止措置
- 発達上の課題を抱える児童生徒が関わるいじめへの対処
- インターネット上のいじめへの対応（法務局、警察との連携により、インターネット上の情報を削除した事例等）

VII いじめの重大事態

- 重大事態への対応において、誤った対応を行ってしまった事例
 - ・ 詳細な調査をしないまま「いじめではない」という判断を行った事例
 - ・ 不十分な初動調査により、その後の事実解明が困難になった事例
- 初動で適切にいじめの重大事態として捉え、調査を実施し、被害者の支援を行った事例

事例の収集方法等

- 教育委員会等を通じて、具体の対応事例を各学校から収集する。
- 未然防止の取組については、教育委員会、学校やいじめ防止に取り組んでいる団体等から、事例を募集する。
- 作成後においても、必要に応じて、事例集の更新を行うこととする。